

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報情報を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報	(く) 開示しないこととした部分	(け) 開示しないこととした理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
1	平成23年度 諮問受理第22号	平成23年10月26日 付け大情第181号	平成23年7月29日	公益通報通知書 市民局消費者センター(〇〇)、生野区生活支援(他法他施策)の通知に至るまでの経緯が、判る文。	情報公開室公正職務担当	平成23年9月9日 付け大情第149号 部分開示決定	第45回大阪市公正職務審査委員会審議資料(本調査を実施しなかった案件—第44回委員会(8月7日)までに確認—資料3)のうち、19-01-141に関する部分 ほか16点	ア「通報についてのご連絡」の具体的な通知文案の内容 イ 公益通報処理報告書(第4号様式)中の調査方法及び調査結果の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号(説明) 左記アの情報は、公正職務審査委員会での決定前の未成熟な情報であり、これを開示することにより、公益通報の処理に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 左記イの情報は、本件調査における関係所属からの調査結果に関する情報であり、開示することにより、今後の同種の調査において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成23年10月5日	処分の取り消しを求める。 知る権利有る。
2	平成23年度 諮問受理第23号	平成23年10月26日 付け大情第184号	平成23年7月29日	公益通報通知書 直近4件(23年7月26日分)の通知に至る経緯が、判る文。	情報公開室公正職務担当	平成23年8月12日 付け大情第133号 部分開示決定	第209回大阪市公正職務審査委員会審議資料(資料5)のうち、23-01-54・55・56に関する部分 第211回大阪市公正職務審査委員会審議資料(本調査を実施しない案件(再審議)資料3) 第211回大阪市公正職務審査委員会審議資料(資料5)のうち、23-01-76に関する部分	「通報についてのご連絡」の具体的な通知文案の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号(説明) 左記の情報は、公正職務審査委員会での決定前の未成熟な情報であり、これを開示することにより、公益通報の処理に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成23年10月5日	処分の取り消しを求める。 公益通報の機能性欠くのは、職務怠慢並びに臆測判定は、名誉キ損(異議申立人)・権利侵害(知る権利迫害)だ。※個人情報は正確に扱うもので有る。
3	平成24年度 諮問受理第26号	平成24年7月12日 付け大総務監第41号	平成24年5月16日	別紙「通知書」(平成24年5月11日)の結論に至る前回「通知書」と合わせて、審議内容。※大総務監第10号参照(私の件)公正職務担当	総務局監察課	平成24年5月30日 付け大総務監第17号 部分開示決定	第241回大阪市公正職務審査委員会審議資料(資料5)のうち、24-01-21に関する部分 第225回大阪市公正職務審査委員会審議資料(資料5)のうち、23-01-164に関する部分	「通報についてのご連絡」の具体的な通知文案の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号(説明) 左記の情報は、大阪市公正職務審査委員会での決定前の未成熟な情報であり、これを開示することにより、公益通報の処理に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成24年6月12日	処分の取り消しを求める。 憲法第21条「知る権利」迫害(侵害)。又、条例19条第6号解釈誤り。
4	平成24年度 諮問受理第55号	平成24年10月26日 付け大政第e-165号	平成24年7月25日	通知書Dの内容確認可能な記録 公開制度等担当	政策企画室公開制度等担当	平成24年8月8日 付け大政第e-120号 部分開示決定	公益通報に係る調査について	調査結果の内容に係る部分	大阪市個人情報保護条例第19条第6号(説明) 左記の情報は、本件調査における関係所属からの調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成24年9月28日	処分の取り消しを求める・憲法第21条と相違する。 市民の声回答有り、当室交付。19条6号ア〜ケは、該当しない。又、「知る権利」当室職務逸脱。生保生第80号は、諮問中。
5	平成24年度 諮問受理第56号	平成24年10月29日 付け大生総第142号	平成24年7月25日	通知書Aの証拠	生野区役所総務課(庶務)	平成24年8月8日 付け大生総第106号 部分開示決定	通知書Aに係る公益通報処理報告書(追加報告分を含む)	公益通報処理報告書(追加報告分を含む)中の調査方法及び調査結果の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号(説明) 左記の情報は、本件調査における調査手法に関する情報及び調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成24年9月28日	処分の取り消しを求める。知る権利有る。 レセプト・医療要否意見書・診療状況照会書・ケース記録票は、全部開示済。他には、個人情報無い。19条6号ア〜ケ該当せず。
6	平成24年度 諮問受理第57号	平成24年10月29日 付け大生総第142号	平成24年7月25日	通知書Bの証拠	生野区役所総務課(庶務)	平成24年8月8日 付け大生総第107号 部分開示決定	通知書Bに係る公益通報処理報告書(追加報告分を含む)	公益通報処理報告書(追加報告分を含む)中の調査方法及び調査結果の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号(説明) 左記の情報は、本件調査における調査手法に関する情報及び調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成24年9月28日	処分の取り消しを求める。大健福・大福祉とも相関関係欠く。 大生保生第106号不服申立て同じく、神経症を6・7貼り付けは、違法かつ法第50条事例「不存在」等々、整合性欠くのは、19条を主張不可。19条6項ア〜カ該当せず。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報	(く) 開示しないこととした部分	(け) 開示しないこととした理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
7	平成24年度 諮問受理第58号	平成24年10月29日 付け大生総第142号	平成24年7月25日	通知書Cの証拠	生野区役所総務課 (庶務)	平成24年8月8日 付け大生総第108号 部分開示決定	通知書Cに係る公益通報処理報告書(追加報告分を含む)	公益通報処理報告書(追加報告分を含む)中の調査方法及び調査結果の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号(説明) 左記の情報は、本件調査における調査手法に関する情報及び調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成24年9月28日	処分の取り消しを求める。大健福第1916・1918号(答申第272号別表2)は、「本人確認」「レセプト」「総括的様式」を規定。(独自禁止) 通知解釈欠く、整合性欠く決定通知多数より、19条6項ア〜カは、該当せず。原則「正確」を逸脱。生保生第80条等。
8	平成24年度 諮問受理第59号	平成24年10月29日 付け大生総第142号	平成24年7月25日	通知書Dの確認資料	生野区役所総務課 (庶務)	平成24年8月8日 付け大生総第109号 部分開示決定	通知書Dに係る公益通報処理報告書(追加報告分を含む)	公益通報処理報告書(追加報告分を含む)中の調査方法及び調査結果の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号(説明) 左記の情報は、本件調査における調査手法に関する情報及び調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成24年9月28日	処分の取り消しを求める。理由説明書と相違。 生保生第80号の諮問中。不存在のレセプトを6/8当日認定し、不服申立てを「等」の記述に差し替え。レセプト不存在は、明確。
9	平成24年度 諮問受理第66号	平成24年10月29日 付け大総務監第81号	平成24年7月25日	通知書Aに至る調査記録	総務局監察課	平成24年8月8日 付け大総務監第54号 部分開示決定	通知書Aに係る公益通報処理報告書(追加報告分を含む)	公益通報処理報告書(追加報告分を含む)中の調査方法及び調査結果の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号(説明) 左記の情報は、本件調査における関係所属の調査方法に関する情報及び調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成24年9月28日	処分の取り消しを求める。障害者自立支援法解釈欠く。治料道具解釈欠く。 整合性多数の決定、そもそも「神経症」規定外より、19条6項ア〜カは、該当せず。むしろ、偽証隠ぺい有り。
10	平成24年度 諮問受理第67号	平成24年10月29日 付け大総務監第83号	平成24年7月25日	通知書Bに至る調査記録	総務局監察課	平成24年8月8日 付け大総務監第55号 部分開示決定	通知書Bに係る公益通報処理報告書(追加報告分を含む)	公益通報処理報告書(追加報告分を含む)中の調査方法及び調査結果の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号(説明) 左記の情報は、本件調査における関係所属の調査方法に関する情報及び調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成24年9月28日	処分の取り消しを求める。個人情報保護法逸脱する。 該当法解釈欠く、通知書を全部知る権利有る。19条6項ア〜カは、該当せず。偽証隠ぺい有り。
11	平成24年度 諮問受理第68号	平成24年10月29日 付け大総務監第85号	平成24年7月25日	通知書Cに至る調査記録	総務局監察課	平成24年8月8日 付け大総務監第56号 部分開示決定	通知書Cに係る公益通報処理報告書(追加報告分を含む)	公益通報処理報告書(追加報告分を含む)中の調査方法及び調査結果の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号(説明) 左記の情報は、本件調査における関係所属の調査方法に関する情報及び調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成24年9月28日	処分の取り消しを求める。レセプト不存在は、照会不可並びに神経症6・7不可等々。通知上判断欠く。 保健所「医師法第20条違反」行政指導を無視しているともに、神経症は、障害者自立支援法に該当せず。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報	(く) 開示しないこととした部分	(け) 開示しないこととした理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
12	平成24年度 諮問受理第69号	平成24年10月29日 付け大総務監第87号	平成24年7月25日	通知書Dの内容確認可能な記録 公正 職務担当	総務局監察課	平成24年8月8日 付け大総務監第57号 部分開示決定	通知書Dに係る公益通報処理報告書（追加報告分を含む）	公益通報処理報告書（追加報告分を含む）中の調査方法及び調査結果の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号（説明） 左記の情報は、本件調査における関係所属の調査方法に関する情報及び調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成24年9月28日	処分の取り消しを求める。事実を否定しているのみ。 市民の声回答との相反関係有り、19条6号ア～カは、理由成らず。一方的な判断は、市民軽視する不法行為。
13	平成25年度 諮問受理第47号	平成25年5月20日 付け大総務監第19号	平成25年3月15日	「通知書」Gの調査資料	総務局監察課	平成25年3月29日 付け大総務監第129号 部分開示決定	通知書Gに係る公益通報処理報告書（追加報告分を含む）	公益通報処理報告書（追加報告分を含む）中の調査方法及び調査結果の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号（説明） 左記の情報は、本件調査における関係所属の調査方法に関する情報及び調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成25年4月22日	処分の取り消しを求める。 大情審答申第322号案件内、大健福第3709号表示する法令通知の一点に、社保第194号「急迫」の場合示す。 生活保護法第7条「急迫」の場合有。 生活保護法第4条「急迫」の場合有。
14	平成25年度 諮問受理第48号	平成25年5月20日 付け大総務監第21号	平成25年3月15日	「通知書」Hの調査資料	総務局監察課	平成25年3月29日 付け大総務監第130号 部分開示決定	通知書Hに係る公益通報処理報告書（追加報告分を含む）	公益通報処理報告書（追加報告分を含む）中の調査方法及び調査結果の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号（説明） 左記の情報は、本件調査における関係所属の調査方法に関する情報及び調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成25年4月22日	処分の取り消しを求める。 大情審答申第322号案件内、大健福第3709号表示する法令通知の一点に、社保第194号「急迫」の場合示す。 生活保護法第7条「急迫」の場合有。 生活保護法第4条「急迫」の場合有。
15	平成25年度 諮問受理第49号	平成25年5月20日 付け大総務監第23号	平成25年3月15日	「通知書」Iの調査資料	総務局監察課	平成25年3月29日 付け大総務監第131号 部分開示決定	通知書Iに係る公益通報処理報告書（追加報告分を含む）	公益通報処理報告書（追加報告分を含む）中の調査方法及び調査結果の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号（説明） 左記の情報は、本件調査における関係所属の調査方法に関する情報及び調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成25年4月22日	処分の取り消しを求める。 大情審答申第322号案件内、大健福第3709号表示する法令通知の一点に、社保第194号「急迫」の場合示す。 生活保護法第7条「急迫」の場合有。 生活保護法第4条「急迫」の場合有。
16	平成25年度 諮問受理第59号	平成25年6月14日 付け大生総第62号	平成25年3月15日	生野区役所総務課は、「通知書」G・H・Iの調査資料全部	生野区役所総務課（庶務）	平成25年3月29日 付け大生総第235号 部分開示決定	通知書G・Hに係る報告書（追加報告分を含む） 通知書Iに係る公益通報処理報告書（追加報告分を含む）	報告書（追加報告分を含む）中の報告内容 公益通報処理報告書（追加報告分を含む）中の調査方法及び調査結果の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号（説明） 左記の情報は、本件調査における調査方法に関する情報及び調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成25年5月23日	処分の取り消しを求める。 大情審答申第318号の「理由説明書」 生活保護法第34条・社保第194号 矛盾する。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報	(く) 開示しないこととした部分	(け) 開示しないこととした理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
17	平成25年度 諮問受理第79号	平成25年9月3日 付け大総務監第72号	平成25年6月10日	総務局監察部は、別紙の平成21年2月3日付「別紙8」（右記表示）通知書（イ）の調査資料求む。	総務局監察課	平成25年6月24日 付け大総務監第33号 部分開示決定	公益通報処理報告書（第19-1-248号）	公益通報処理報告書中の調査方法及び調査結果の内容（ただし、市民の声に関する部分は除く。）	大阪市個人情報保護条例第19条第6号（説明） 左記の情報は、本件調査における関係所属の調査方法に関する情報及び調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成25年8月9日	処分の取り消しを求める。※知る権利が、優先されるべきが、大阪 ◎「著しく」基準が、「単数」or「複数」転々！市公開条例第36条有。同条7条着目せよ。※開示請求は、個人のもの。 職員は、憲法第99条「従事者」（全条文遵守）故、憲法第11条は、無論の事、13・14・25条保障は、「何人も」（憲法上の人権事項規定有）。
18	平成25年度 諮問受理第80号	平成25年9月3日 付け大総務監第73号	平成25年7月19日	別紙の19-1-322・383・495 別紙4（表示）平成21年2月3日付「通報についてのご連絡」の調査資料	総務局監察課	平成25年8月2日 付け大総務監第58号 部分開示決定	公益通報処理報告書（第19-1-322号） 公益通報処理報告書（第19-1-383号） 公益通報処理報告書（第19-1-495号）	公益通報処理報告書中の調査方法及び調査結果の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号（説明） 左記の情報は、本件調査における関係所属の調査方法に関する情報及び調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成25年8月9日	処分の取り消しを求める。※知る権利が、優先されるべきが、大阪 ◎「著しく」基準が、「単数」or「複数」転々！市公開条例第36条有。同条7条着目せよ。※開示請求は、個人のもの。 職員は、憲法第99条「従事者」（全条文遵守）故、憲法第11条は、無論の事、13・14・25条保障は、「何人も」（憲法上の人権事項規定有）。
19	平成26年度 諮問受理第2号	平成26年4月11日 付け大総務監第1号	平成26年1月17日	大総務監第101号（H25.10/24）の不服申立て期日過ぎた為、不服申立てを行う。再請求する。	総務局監察課	平成26年1月31日 付け大総務監第123号 部分開示決定	公益通報処理報告書（第23-01-91号） 公益通報処理報告書（第23-01-93号） 公益通報処理報告書（第23-01-113号） 公益通報処理報告書（第23-01-245号、第23-01-252号）	公益通報処理報告書中の調査方法及び調査結果の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号（説明） 左記の情報は、本件調査における関係所属の調査方法に関する情報及び調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成26年3月12日	処分の取り消しを行い、全開示求める。「無診療」は、他法活用可とする法令外理由必要不可欠。大健福第6054・1098（4090）号「レセプトに基づく発行」主張。大生総第84・52号「医療要否意見書」に基づく発行主張。「生活保護法医療扶助業務担当～（嘱託医師）要綱」6（2）矛盾する。但し、「通知書A」は、「情報得ず」答弁。レセプトとか医療要否意見書とか情報得ずとか、「場当たり」供述認める。第一、「無診療」承知する大健福第4419号理由説明書有。通知書Aも「無診療」（通院が無い）承知。
20	平成26年度 諮問受理第6号	平成26年4月23日 付け大総務監第5号	平成26年1月17日	消費者センターが、公正職務審査会に「公益通報」に対する対処したものの私の分求める。	総務局監察課	平成26年1月31日 付け大総務監第124号 部分開示決定	公益通報処理報告書（第19-01-248号） 公益通報処理報告書（第19-01-322号） 公益通報処理報告書（第19-01-383号） 公益通報処理報告書（第19-01-495号） 公益通報処理報告書（第20-01-36号）	公益通報処理報告書中の調査方法及び調査結果の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号（説明） 左記の情報は、本件調査における関係所属の調査方法に関する情報及び調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成26年3月24日	処分の取り消しを求める。公開条例第7条は、「職員」保護する為のものではない。公開条例第10条「理由不提示する記者会見（H25.3/21）した公開条例第7条矛盾有。 「不承認」理由欠如は、「条了解釈運用手引き」の第40・50の「解説」反す為、全開示して、「不承認」理由も、明白にすべきが、「個人情報」原則。本人不知は、権利侵害。（単なる職員の伝言ゲーム）
21	平成26年度 諮問受理第38号	平成26年6月18日 付け大総務監第21号	平成26年3月12日	大総務監第99・104・109号「部分開示」は、不服申立て期日過ぎる為、再請求行う。	総務局監察課	平成26年3月26日 付け大総務監第144号 部分開示決定	第215回公正職務審査委員会資料 資料5のうち23-01-91に関する部分 第218回公正職務審査委員会資料 資料5のうち23-01-113、23-01-117に関する部分 第248回公正職務審査委員会資料 第229回委員会審議し、処理を終了するもの（資料1-4）のうち23-01-91、23-01-113、23-01-117に関する部分	ア 「通報についてのご連絡」の具体的な通知文案の内容 イ 公益通報処理報告書（第4号様式）中の調査方法及び調査結果の内容（関係資料中の当該情報等を含む）	大阪市個人情報保護条例第19条第6号（説明） 左記アの情報は、公正職務審査会での決定前の未成熟な情報であり、これを開示することにより、公益通報の処理に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 左記イの情報は、本件調査における関係所属の調査方法に関する情報及び調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成26年5月19日	処分の取り消しを行い、全開示を当然として、「整合性計る」権利保障せよ。「場当たり」認める憲法無い。回答、理由説明書、通知書（公益通報）の一致欠如は、判然たる事実。 市民の声回答類・理由説明書等の一致せず同じく、公益通報する職員弁明（答弁）も、一致（「上記の行政文書」）せずは、「場当たり」疑える為。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報	(く) 開示しないこととした部分	(け) 開示しないこととした理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
22	平成26年度 諮問受理第211号	平成27年3月31日 付け大市民第1082号	平成26年11月5日	大市民第193号「部開」件・大市民消第38号「不非開示」件、の不服申立を行う為、再請求する。(一向に、的確な回答得ず)	市民局総務課	平成26年11月19日 付け大市民第601号 部分開示決定	公益通報処理報告書(第19-1-248) 公益通報処理報告書(第19-1-322) 公益通報処理報告書(第19-1-383) 公益通報処理報告書(第19-1-495) 公益通報処理報告書(第20-1-36)	各公益通報処理報告書の「調査方法」欄及び「調査結果」欄の記載内容(別紙として添付されたものを含む。) 公益通報処理報告書(19-1-248)の添付資料(市民の声No.0710-11398-001-01を除く。)	大阪市個人情報保護条例第19条第6号(説明) 左記の情報は、公益通報があった事案の調査手法に関する情報であって、公にすることにより、今後の公益通報に係る事案の調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成26年12月22日	大市民第6110号「〇〇弁護士相談記録票」地法公務員法第32・33条違反。大情審答申第332号別表1「理由説明書」は、「著しく」主張逆説する論調論調「19-1-248、19-1-322、19-1-383、19-1-495、20-1-36」有。 市民サービス「最善の利益」欠く為、地公法第35条反す。整合性欠く。大阪市消費者保護条例第18条「著しく」規定は、消費者契約法勝らず、消費者保護法勝らず。大情審答申第332号別表1「何の判断もしていない」実施機関主張(こ)有。
23	平成27年度 諮問受理第142号	平成27年9月1日 付け大総務監第37号	平成27年5月1日	「是正の措置を講じない」各実施機関の審議会諮問通知書から、条例第47条の調査行った当該資料求める。	総務局監察課	平成27年5月20日 付け大総務監第10号 部分開示決定	第215回大阪市公正職務審査委員会資料 資料5のうち23-01-91、23-01-93に関する部分 第217回大阪市公正職務審査委員会資料 通報内容等について確認を行っているもの(資料4) 第218回大阪市公正職務審査委員会資料 資料5のうち23-01-113、23-01-117に関する部分 第220回大阪市公正職務審査委員会資料 通報内容等について確認を行っているもの(資料4) 第222回大阪市公正職務審査委員会資料 第221回委員会までの審議案件で継続中のもの(資料2)のうち23-01-93に関する部分 第244回及び第248回大阪市公正職務審査委員会資料 第229回委員会審議し、処理を終了するもの(資料1-4)のうち23-01-91、23-01-93、23-01-113及び23-01-117に関する部分	ア 資料5の「事務局の考え」及び「通知についてのご連絡」の具体的な通知文案の内容 イ 資料4の「事務局の考え」 ウ 資料2の「事務局案」及び「事務局の考え」 エ 資料1-4の「回答(案)」、「事務局の考え」及び「通報のついでのご連絡」の具体的な通知文案の内容 オ 公益通報処理における調査方法及び調査結果の内容	大阪市個人情報保護条例第19条第6号(説明) 左記ア、イ、ウ及びエの情報は、大阪市公正職務審査委員会での決定前の未成熟な情報であり、これを開示することにより、職権による非公開で調査・審議を行っている同委員会の出した最終的な結論の公平性及客観性に対する信頼を失わせるなど、公益通報の処理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 左記オの情報は、大阪市公正職務審査委員会の調査手法に関する情報及び本件調査における関係所属からの調査結果等に関する情報であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることとが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成27年7月9日	大個審第55・57・58・60・62・69・72号：添明資料「第2章」P.709 面談強要等仮処分申立事件の乙第1号証から、乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁書から、第2回主張書面より、第16回主張書面まで全部。※法律の整合性大情審答申第272・293・294・299・315・316・332・336・345・381号 面談強要等仮処分申立事件の甲第3号証・甲第14号証の資料の1・2・3・甲第16号証の資料全部・甲第17号証の資料全部・甲第22号証の資料全部・甲第15号証の資料全部。 ※個人情報の正確性：自立支援医療制度の概要等国の公開。
24	平成27年度 諮問受理第270号	平成27年12月16日 付け大福祉第3386号	平成26年5月7日	福祉局保護課は、「公益通報」通知書A関与して、「社援第2700号」提出や「応答」する記録求める。(大総務監第136号「保護課」分有り、通知類提出)	福祉局保護課	平成26年6月4日 付け大福祉第661号 部分開示決定	公益通報(23-01-113)にかかる調査報告について	ア 通報内容に関する法人等の名称 イ 公益通報(第23-01-113号)処理における調査方法および調査結果内容	大阪市個人情報保護条例第19条第3号(説明) 左記アの情報は、当該情報そのもの又は他と情報を照合することにより特定の法人等を識別することができるものに該当し、これらの情報が開示されれば当該法人等の社会的な信用や地位の低下を招くおそれがあり、第19条第3号本文に規定する「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当し、かつ同号ただし書にも該当しないため。 大阪市個人情報保護条例第19条第6号(説明) 左記イの情報は、公正職務審査委員会による調査内容に関する情報及び本件調査における関係所属からの調査結果等に関する情報であり、公開することにより公益通報に係る情報収集及び調査等において関係所属内の当事者及び関係者が事実を述べることを回避する結果となることとが予想され、適正な事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	平成26年7月14日	処分の件は、「整合性」無く、各制度の宛先次第で説明異なるのは、不法行為。第一、大福祉第2026号「不非公開(法第50条他法事例欠如)」件、大福祉第3570号「不非公開(「神経症」事例欠如)件 大生保生第635・636・912・935・1396・1398号「不非開示」件等々「個人情報(異議申立人)」欠如次々有。 政策企画室広聴橋本代理口上「比嘉代理から、異議申立人の市民の声受付拒否」は法的根拠欠如。 市民の声請求拒否は、地公法第30条違反。(生野区「公」件の越権、「異議申立人」件の違法行為) 福祉局保護課は、「大福祉第3281号(市民の声6点)」件が、異議申立人様回答上と公益通報上相違する為、全開示せよ。「社援第2700号」レセプト解釈規定(大健福第6151号「決定書」)

(注) 1 (え) 欄及び(さ) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。  
2 (お) 欄については、(か) 欄に記載の決定時点における担当名としている。